

令和5年第1回大仙市議会定例会会議録第5号

令和5年3月17日（金曜日）

議事日程第5号

令和5年3月17日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議長報告 ・ 例月現金出納検査結果
- 第 2 議案第 3号 大仙市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 議案第 2 1号 大仙市庁舎整備基金条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 議案第 2 3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 議案第 4号 大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 議案第 5号 大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第 6号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 議案第 7号 大仙市世代交流福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 議案第 8号 大仙市荒川福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 10 議案第 9号 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 1 議案第 1 0 号 大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 議案第 1 7 号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 1 8 号 大仙市沢内高齢者健康増進ふれあい館条例を廃止する条例の制定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 2 2 号 大仙市学校施設再編整備基金条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 1 1 号 大仙市工業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 1 2 号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 1 3 号 大仙市仙北健康広場条例の一部を改正する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 1 4 号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 1 5 号 大仙市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 議案第 1 6 号 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 議案第 1 9 号 大仙市南外農林漁業者創作研修センター設置条例を廃止する条例の制定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 2 0 号 大仙市全国花火競技大会振興基金条例を廃止する条例の制定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 議案第 2 4 号 多目的人工芝グラウンド整備事業土木工事請負契約の変更について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 4 議案第 2 5 号 市道の路線の認定及び廃止について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 5 議案第 2 6 号 令和 5 年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 6 議案第 2 7 号 令和 5 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 7 議案第 2 8 号 令和 4 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 0 号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 8 議案第 2 9 号 令和 4 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 9 議案第 3 0 号 令和 4 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 0 議案第 3 1 号 令和 4 年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 1 議案第 3 2 号 令和 4 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 2 議案第 3 3 号 令和 4 年度大仙市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 3 議案第 3 4 号 令和 5 年度大仙市一般会計予算
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 4 議案第 3 5 号 令和 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 5 議案第 3 6 号 令和 5 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 6 議案第 3 7 号 令和 5 年度大仙市学校給食事業特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 7 議案第 3 8 号 令和 5 年度大仙市奨学資金特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 8 議案第 3 9 号 令和 5 年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 3 9 議案第 4 0 号 令和 5 年度大仙市スキー場事業特別会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 0 議案第 4 1 号 令和 5 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 1 議案第 4 2 号 令和 5 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 2 議案第 4 3 号 令和 5 年度大仙市内小友財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 3 議案第 4 4 号 令和 5 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 4 議案第 4 5 号 令和 5 年度大仙市荒川財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 5 議案第 4 6 号 令和 5 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 6 議案第 4 7 号 令和 5 年度大仙市船岡財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 7 議案第 4 8 号 令和 5 年度大仙市淀川財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 8 議案第 4 9 号 令和 5 年度市立大曲病院事業会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 9 議案第 5 0 号 令和 5 年度大仙市上水道事業会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 0 議案第 5 1 号 令和 5 年度大仙市簡易水道事業会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 1 議案第 5 2 号 令和 5 年度大仙市下水道事業会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 2 請願第 1 号 免税軽油制度の継続を求める請願書
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第53 陳情第17号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第54 陳情第21号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書 (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第55 陳情第18号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第56 陳情第19号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第57 陳情第22号 「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第58 意見書案第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第59 意見書案第10号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第60 意見書案第11号 最低賃金の改善を求める意見書 (質疑・討論・表決)
- 第61 議案第53号 大仙市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第62 議案第54号 大仙市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第63 議案第55号 大仙市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第64 議案第56号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第65 議案第57号 大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第66 議案第58号 令和5年度大仙市一般会計補正予算（第1号）

（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第67 各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出について

第68 議員の派遣について

出席議員（22人）

1番 佐藤芳雄	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作	14番 本間輝男
15番 佐藤育男	16番 山谷喜元	17番 石塚 柏
18番 高橋敏英	19番 橋村 誠	20番 渡邊秀俊
21番 金谷道男	22番 大山利吉	23番 鎌田 正
24番 後藤 健		

欠席議員（2人）

10番 古谷武美 13番 小松栄治

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	今野功成	教 育 長	伊藤雅己
代表監査委員	武田哲也	上下水道事業管理者	舩谷祐幸
総務部長	福原勝人	企画部長	伊藤公晃
市民部長	谷口藤美	健康福祉部長	佐々木隆幸
農林部長	渡辺重美	経済産業部長	富樫真司
観光文化スポーツ部長	伊藤優俊	建設部長	佐々木英樹
病院事務長	今 久	教育委員会事務局長	築地 高
総務部次長兼総務課長	小林孝至		

議会事務局職員出席者

局	長	斎藤秋彦	主	幹	佐藤和人
主	幹	佐々木孝子	主	査	藤澤正信
主	任	小山田竜司			

午前10時

○議長（後藤 健） おはようございます。

開議に先立ちまして、市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
老松市長。

○市長（老松博行） おはようございます。

去る3月8日の本会議第4日に行われました鎌田正議員の予算質疑に対する農林部長の答弁におきまして、お答えできなかった事項及び答弁漏れがありました。改めて深くおわびを申し上げます。

つきましては、答弁漏れなどの部分につきまして農林部長から答弁させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤 健） 渡辺農林部長。

○農林部長（渡辺重美） おはようございます。

鎌田正議員の予算質疑における答弁漏れ等につきまして、ご答弁させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

はじめに、二つ目の発言通告でございます「豊かな森づくり推進事業費」についてであります。

再々質問におきまして、森林作業道整備支援事業の対象となる作業道について、これらは何年ほど前に設けられたものなのかというご質問をいただきました。

本事業につきましては、2回目以降の間伐を実施するため、国や県の補助対象外となった作業道の整備を支援するものでありますが、作業道につきましては、平成26年度から平成29年度までにかけて林業経営体が整備したものとなっております。

次に、三つ目の発言通告でございます森林の魅力増進事業費についてであります。

再質問及び再々質問におきまして、森林の魅力増進事業における森林環境譲与税の事業充当について、ご質問をいただきました。

森林環境譲与税につきましては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する安定的な財源確保を図るため、地方財政審議会において、国庫補助金や地方交付税ではなく、地方財源としての性格を明確にしつつ、地方の裁量で確実に森林整備などの財源に充てることができる地方譲与税として創設されたものであります。

この地方譲与税は、本来地方税に属すべき税源を形式上、一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して譲与するシステムとなっておりますが、財政上、財源区分を一般財源として扱うことから、事業説明書において財源を一般財源と表示しているものであります。

令和5年度当初予算においては、森林環境譲与税の歳入6,374万6千円に対しまして、この森林の魅力増進事業費のほか、森林経営管理制度事業費及び豊かな森づくり推進事業費の計3事業のほか、森林専門監の人件費として、合わせて5,767万2千円を活用する形となっておりますが、その他につきましては森林環境譲与税基金に積み立てを行ってございます。

議員ご指摘にもありましたとおり、森林環境譲与税を活用していることを明示しておらず、使途の有無が判別しづらいため、今後、事業説明書の中にその記述を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、四つ目の発言通告の公有林整備事業費についてであります。質疑において、積算根拠はどの事業体から提出を受けたのか、また、積算根拠の検証を行ったかというご質問をいただきました。

本事業につきましては、本通告の再質問の答弁におきまして、現地確認や事業費の設定についての検証が不十分な点があったため、ゼロベースで検証し、再構築したいと市長が答弁されてございます。

この後、予算質疑の中でお答えできなかった点について説明させていただきますが、事業実施に当たり改めて検証が必要なものにつきましては、4月に採用予定の森林専門監の見識に基づきまして適正な森林整備の方法、市有林の収入確保が図られるよう事業に取り組んでまいりたいと考えてございます。

まず、積算根拠となる資料をどの事業体から提出を受けたかという点につきましては、公有林の管理を委託している仙北西、仙北東森林組合から提出されました見積書を参考に積算してございます。事業費の検証を行ったかという点でございますが、伐採に係る

事業費については、秋田県が示しております造林補助事業標準単価と各組合から提出されました見積り価格を比較しまして、見積り価格の方が安価であったため、森林組合の見積り価格を採用したところでございます。ただし、事業費の積算で重要となる搬出材積については森林組合の推計値であることから、材積調査等の現地調査を実施する必要があるものと考えてございます。また、木材の売り払い価格については、森林組合の見積り価格を採用してございますが、議員ご指摘のとおり、市が予算化しております価格は農林水産省の木材価格統計調査と比較しますと安価であるという認識はしてございます。この点につきましても森林専門監の意見を踏まえながら、本事業の再構築を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、協和地域の七袋地区に関することといたしまして、森林簿の面積と予算化している面積に相違がある点、また、スギ以外の樹種の取り扱いについてご質問を頂戴してございます。

面積に相違があるという点でございますが、これにつきましては、過去に森林整備を実施した箇所につきましては現地測量を行っていることから、一部の森林において実測面積を採用しており、面積に違いが生じたものでございます。

また、スギ以外の樹種の取り扱いについてでございます。七袋地区の事業内容は、スギ人工林の間伐を計画したものでございますが、雑木やアカマツが混在している地区となっております。これらについては、間伐をするものではなく、スギ人工林の間伐と併せまして効率的な施業ができる場合は、雑木、あるいはアカマツの伐採についても計画してまいりたいと考えてございます。

このほか、事業実施箇所全体に共通する質問といたしまして、高齢木の間伐や複数回間伐を実施した箇所を改めて間伐する必要があるのかについてご質問をいただいております。本事業の計画に当たりましては、現地の確認等、不十分な点があったことから改めて現地調査を行いまして、森林専門監の意見を踏まえ、各地区においてどのような森林整備の方法が適切であるかを検証いたしまして、再度計画させていただきたいと考えてございます。

また、森林作業道を整備する際に発生する材積、これはどこに計上されているのかというご質問についてでございます。実際に間伐作業を行う上で間伐材、森林作業道整備により発生した材積であるか、これを区別することができないため、本事業の予算化においては、森林作業道整備により発生が見込まれる材積につきましては、各地区の搬出

材積に計上しているところでございます。

さらに、各地区の勾配等、地形が異なるにもかかわらず、伐採事業に係る単価が共通していることについてご質問をいただいたところでございますが、事業費は県の造林補助事業標準単価に基づき1ヘクタール当たりの搬出材積を基準に算出いたしました。協和地域の3地区とも森林組合が想定する搬出材積を1ヘクタール当たり約60立方メートルとして試算したことから、単価が同額となったものでございます。

繰り返しの説明となりますが、搬出材積につきましては、現地調査が不十分であるため、必要な現地確認を行った上で改めて試算したいと考えてございます。

市では、令和3年3月に策定いたしました大仙市豊かな森づくり振興プランにおいて「守り継いだ森林の好循環利用」を施策の柱に据え、事業展開しているところでございます。

このたびの議員のご指摘を踏まえまして、公有林の整備についても計画的な循環利用の促進を図るため、現地調査の実施や西仙北地域で実施してございます再造林モデル事業に基づき、一貫施業による低コスト省力技術に関するノウハウを蓄積しながら、令和6年度以降は本格的に主伐・再造林を推進してまいりたいと考えてございます。

公有林を含む市内民有林の適正な管理を図り、カーボンニュートラルの実現、SDGsの推進につながるよう、着実な事業の実施に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

答弁の機会を与えていただき、ありがとうございました。

午前10時12分 開 議

○議長（後藤 健） これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は10番古谷武美議員、13番小松栄治議員であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、この際、諸般の報告をいたします。

例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（後藤 健） 日程第2、議案第3号から日程第4、議案第23号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長19番橋村誠議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋村議員。

【19番 橋村誠議員 登壇】

○総務企画常任委員長（橋村 誠） おはようございます。

本会議第4日、当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、休会中に委員会を開催し、関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

はじめに、議案第3号「大仙市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「定期監査の実施期間を『通年』とする条例案であるが、これにより、議員選出の監査委員の出席日数等に影響があるのか。」との質疑があり、当局から「年中、監査を実施しているものではなく、出席日数はこれまでと変わらない。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号「大仙市庁舎整備基金条例の制定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「庁舎整備に係る基金を積み立てるに当たり『いつまでに整備する』という期限や計画を明確にして臨みたいが、いかがか。」との質疑があり、当局から「具体的な計画策定については4月以降に着手予定であり、追って示してまいります。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」につきましては、当局の説明に対し「本計画の策定は企画部、事業の実施は建設部となるようだが、これまでも同様の体制で事業を実施してきたのか。」との質疑があり、当局から「辺地に係る計画については、企画部で計画を作成し、事業内容によって担当部署に振り分けて事業を実施する形態としている。本件は市道に係る事業であったことから、事業は建設部で行うこととなったものである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【 19番 橋村誠議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第3号から議案第23号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第5、議案第4号から日程第14、議案第22号までの10件を一括して議題といたします。

本10件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長22番大山利吉議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、大山議員。

【 22番 大山利吉議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（大山利吉） ご報告いたします。

本会議第4日に当委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る3月9日及び10日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めまして慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第4号「大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「産科医療補償制度による加算ということだが、どのようなものなのか。また、どこの医療機関も加入しているのか。」との質疑があり、当局からは「産科医療補償制度は、出産における重度の障がい等を補償す

る制度であり、市からの出産育児一時金に補償制度の加算金1万2千円を加えた金額である50万円を医療機関に支払うものである。大仙市の医療機関については、この制度に加入している。」との答弁がございました。

その他、質疑がありましたが、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第5号「大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第6号「大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第7号「大仙市世代交流福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第9号「大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第10号「大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第17号「大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第18号「大仙市沢内高齢者健康増進ふれあい館条例を廃止する条例の制定について」及び議案第22号「大仙市学校施設再編整備基金条例の制定について」の8件は、当局の内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本8件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第8号「大仙市荒川福社会館条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から「市が会館を直営で管理することとしたのはどういう理由か。」との質疑があり、当局からは「この会館は、地元自治会の利用が主であり、これまで地元自治会への譲渡について協議してきた経緯がある。ただ、地元自治会からは「診療所を併設した規模の大きい会館であり、譲渡を受けても管理しきれない」という意見があり、譲渡までの協議がまとまらなかったものである。このような中で、令和4年度末の指定管理者の協定期限を迎えるため、一旦、市の直営施設として管理し、引き続き地元自治会と譲渡に向けた協議を進めてまいりたい。」との答弁がございました。

その他、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【22番 大山利吉議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第4号から議案第22号までの10件を一括して採決いたします。本10件に対する委員長報告は原案可決であります。本10件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本10件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第15、議案第11号から日程第26、議案第27号までの12件を一括して議題といたします。

本12件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長9番高橋徳久議員。

（「はい、議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、高橋議員。

【9番 高橋徳久議員 登壇】

○産業建設常任委員長（高橋徳久） 今次定例会、本会議第4日に当常任委員会に審査付託となった事件につきまして、去る3月9日及び10日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第11号「大仙市工業等振興条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第12号「大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第13号「大仙市仙北健康広場条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第14号「大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第15号「大仙市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第16号「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関

する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、議案第19号「大仙市南外農林漁業者創作研修センター設置条例を廃止する条例の制定について」、議案第20号「大仙市全国花火競技大会振興基金条例を廃止する条例の制定について」、議案第24号「多目的人工芝グラウンド整備事業土木工事請負契約の変更について」、議案第25号「市道の路線の認定及び廃止について」、議案第26号「令和5年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて」及び議案第27号「令和5年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて」の12件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本12件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【9番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第11号から議案第27号までの12件を一括して採決いたします。本12件に対する委員長報告は原案可決であります。本12件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本12件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第27、議案第28号から日程第32、議案第33号までの6件を一括して議題といたします。

本6件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長19番橋村誠議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋村議員。

【 19番 橋村誠議員 登壇】

○総務企画常任委員長（橋村 誠） ご報告いたします。

議案第28号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、はじめに、財政課所管の長期債元金償還金の予算説明に関連し、質疑において、委員から「現在、高利子のものはどれぐらい残っているのか。」との質疑があり、当局より「民間金融機関から借り入れている利率2パーセントを超える高利子のものは借り換えが完了している。金額の多寡によらず、低利子への借り換えを進めてきている。引き続き、財政の健全化を図ってまいりたい。」との答弁がありました。

次に、地域活動応援課所管の地域交通対策事業費の予算説明に対し「路線バス事業者への補助額が前年度より増額となっており、対策が必要と考えるが、いかがか。」との質疑があり、当局より「今般の補助金の増額は、燃料費の高騰や人件費の増、利用者の減少に伴い必要となった運行経費の一部を補填するために行うものである。今後も事業を継続していくため、事業者と情報共有しつつ、国・県・市で連携して支援してまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【 19番 橋村誠議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、教育厚生常任委員長22番大山利吉議員。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、大山議員。

【 22番 大山利吉議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（大山利吉） ご報告いたします。

議案第28号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、委員から、はじめに、教育総務課所管の教育文化基金積立金について「教育文化

基金を文化財やスポーツ事業へ活用することは考えていないのか。」との質疑があり、当局からは「令和3年度の機構改革により、文化財やスポーツ事業を所管する課は観光文化スポーツ部に移管されたが、基金の設置目的は変更していないことから、これまで同様、教育・文化・スポーツの事業に活用することができる。観光文化スポーツ部と連携し、寄附者の意向に沿う形で基金を活用していきたい。」との答弁がございました。

次に、施設管理課所管の学校施設改修事業費（国補正予算分）（小・中学校費）について、「小・中学校のトイレの洋式化と空調設備の改修工事の進捗状況はどうなっているのか。」との質疑があり、当局からは「トイレの洋式化については、令和5年度をもってほぼ完了する予定となっている。空調設備の改修については、普通教室への設置は完了しているが、職員室や保健室等に既に設置されている空調設備の中に更新時期を迎えるものがあることから、今後改修していかなければならないと考えている。」との答弁がございました。

その他、質疑がありましたが、当局の補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号「令和4年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第30号「令和4年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第1号）」及び議案第32号「令和4年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）」の3件は、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【22番 大山利吉議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、産業建設常任委員長9番高橋徳久議員。

（「はい、議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、高橋議員。

【9番 高橋徳久議員 登壇】

○産業建設常任委員長（高橋徳久） ご報告いたします。

議案第28号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、観光文化スポーツ部、商工業振興課及び用地対策課が所管する予算説明に対しましては、質疑がありませんでした。

次に、農業振興課所管の土地利用型作物生産基盤整備事業費（国補正予算分）について、委員から「事業主体である太田地域の農事組合法人新興エコファームは、ほ場整備の採択要件に伴う法人化であり、それに対する事業支援なのか。」との質疑があり、当局からは「農事組合法人新興エコファームは以前からある法人であり、本事業では出荷量の約1割を占める輸出用米を約2割まで増やすため、乾燥調製施設を整備するものに対する支援である。」との答弁がありました。

次に、農林整備課所管の県営土地改良事業費負担金（国補正予算分）について、委員から「ほ場整備事業の『従来型』と『新型』との違いは何か。」との質疑があり、当局からは「『従来型』の正式名称は『農地集積加速化県営ほ場整備事業』、『新型』の正式名称は『県営ほ場整備事業農地中間管理機構関連』であり、『新型』は、ほ場整備事業の採択前に対象農地全てに農地中間管理機構を相手方とした中間管理権を設定し、高収益作物2割以上の所得向上を図る営農計画を策定し、法人等へ集積することが要件となっている。」との答弁がありました。

次に、花火産業推進課所管の全国花火競技大会振興基金積立金について、委員から「市の基金を廃止することだが、大会に対する市の関わり方について従来と変わってくるのか。」との質疑があり、当局からは「基金については、商工会議所の方に同じ目的の基金が創設されているため、市としては廃止することとした。大会に対する関わり方については、実行委員会の共催の団体になるため、これまでどおり、春・秋については補助金での支援、夏は安全部会を担当しており、これまでと変わらない運営体制で進んでいく。」との答弁がありました。

次に、道路河川課所管の除雪対策費について、委員から「消融雪施設電気料負担金について、組合運営費の経費の持ち方や市からの負担金が追加になる条件など、地元とどのような取り決めになっているのか。上限を設けて、住民側も相応の負担をするべきと思うがいかがか。」との質疑があり、当局からは「『電気料金の負担に関する要綱』を策定し、除雪の出動回数や消融雪施設の稼働時間などの積算根拠に基づき算出している。電力標準使用量を設定し、これを超えた分は組合の負担としているので、際限なく市で電気料を負担するという認識はない。今回の補正は、電力標準使用量が増えたことによ

るものであり、要綱に沿った対応である。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第31号「令和4年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第33号「令和4年度大仙市下水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、委員から「協和地域及び太田地域の下水道事業建設改良費（農業集落排水）の工事期間と事業費の計画を教えてほしい。」との質疑があり、当局からは「協和地域の水沢・稲沢地区統合事業は、令和7年度までで4億8,400万円の事業費、太田地域の横沢・大町地区統合事業は、令和9年度までで4億2,400万円となっている。」との答弁がありました。

当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【9番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第28号から議案第33号までの6件を一括して採決いたします。本6件に対する委員長報告は原案可決であります。本6件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本6件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第33、議案第34号から日程第51、議案第52号までの19件を一括して議題といたします。

本19件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長19番橋村誠議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋村議員。

【19番 橋村誠議員 登壇】

○総務企画常任委員長（橋村 誠） ご報告いたします。

はじめに、議案第34号「令和5年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、所管課ごとに説明と質疑を行いましたので、その主な内容を報告します。

総務課の説明には「職員人件費について、会計年度任用職員の給与を引き上げるべきと思うが、いかがか。」との質疑があり、当局からは「会計年度任用職員の処遇については、基本的には秋田県の最低賃金の状況を見ながら必要に応じて見直すものと考えているが、任期が更新した場合に昇給することとなり、処遇の改善は図れているものと考えている。」との答弁がありました。

総合防災課の説明には「消防団音楽隊の令和5年度における活動計画はどうか。」との質疑があり、当局からは「参加する行事等については現在協議中であるが、当面は年に数回、市内行事等における活動機会を設けてまいりたいと考えている。」との答弁がありました。

財産活用課の説明には「公用車両の運行経費が前年度より減となっているのはなぜか。」との質疑があり、当局からは「車両台数が減となっていることによる。今後も管理更新計画に基づき、車両数の適正化を図ってまいりたい。」との答弁がありました。

D X推進課の説明には「『書かない、行かない』窓口改革の推進に当たり、全体的なスケジュール感はどのような想定であるのか。」との質疑があり、当局からは「先日、職員が窓口における手続き体験をする機会を設け、諸課題を洗い出したところである。今後、窓口業務担当部局の職員で作るプロジェクトチームにおいて方向性を検討し、スケジュールを定めてまいりたい。」との答弁がありました。

総合政策課の説明には「むすび・サポート事業費に関連し、出会いイベントなどは、各部署や教育委員会、地域とも連携しながら取り組まれたいが、いかがか。」との質疑

があり、当局からは「若者の意見をお聞きし、結婚を望む男女の気持ちに寄り添った出会いの機会を、他分野との連携を図りながら創出してまいりたい。」との答弁がありました。

広報広聴課の説明には「ホームページ管理システムを再構築するための債務負担行為を設定しているが、どのようなスケジュールで再構築に臨まれるのか。」との質疑があり、当局からは「令和5年度は庁内検討のほか、プロポーザル実施を予定しており、その後の構築業務を経て、令和6年10月の本格運用開始を目指している。」との答弁がありました。

地域活動応援課の説明には「南外地域の南小学区コミュニティセンターを改築するに当たり、改修工事の期間中、同施設を利用している方々に代替えの施設などは用意しているのか。」との質疑があり、当局からは「活動に支障が出ないように、同地域にある旧小学校の体育館などを代替えの施設として利用いただくこととしている。」との答弁がありました。

移住定住促進課の説明には「移住促進に向けた取り組みについて、県との連携も大切であると考えているが、何か働き掛けなどはあるものなのか。」との質疑があり、当局からは「具体的な働き掛けはないものの、現在進めている次期移住・定住促進アクションプランの策定に当たって、県職員からも移住支援検討会議の委員になってもらい、助言や情報をいただいている。引き続き、連携して取り組みを進めてまいりたい。」との答弁がありました。

交流振興課の説明には「だいせん外国人相談窓口の相談員に係る予算について、少額のように感じるが、相談には十分対応できる体制なのか。」との質疑があり、当局からは「非常勤職員として外国籍の相談員を雇用し、相談者に寄り添った対応を行っている。また、相談員の不在時には外国語を話せる当課の職員が対応しており、十分な対応ができています。」との答弁がありました。

選挙管理委員会事務局の説明には「4月に県議会議員選挙が行われるが、今後の投票啓発活動の実施はどのように考えているのか。」との質疑があり、当局からは「コロナ収束後には、控えていた啓発グッズの配布等を再開するほか、18歳到達者をはじめとする学生層に、不在者投票の制度周知を図ってまいりたい。」との答弁がありました。

その後、討論において、委員から「本予算案は、マイナンバーカードを要としたデジタル田園都市国家構想の推進や、公立病院ガイドラインによる地域医療構想の促進、公

的サービスの産業化と一体の行革を押しつける政府の方針に基づいたものであること、また、会計年度任用職員の給与について、大幅な改善を図るべきことであることから、賛成しかねる。」と発言がありました。

また、一方で別の委員から「財政の厳しい折、予算額も大きくなっているが、当局における財政の運営力を評価し、本予算案は全体的に見て良好と判断して賛成したい。」との発言もありました。

挙手による採決の結果、出席委員の賛成多数をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第43号「令和5年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第48号「令和5年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件につきましては、関連があることから一括議題として扱いました。

当局の予算説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本6件は「原案のとおり可決すべきもの」と決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【19番 橋村誠議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、教育厚生常任委員長22番大山利吉議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、大山議員。

【22番 大山利吉議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（大山利吉） ご報告いたします。

議案第34号「令和5年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から、はじめに、生活環境課所管のプラスチック資源循環事業費について「プラスチックごみを分別収集したものについては、リサイクル業者が買い取った上で回収してくれるのか、それとも、市が処理費用をリサイクル業者に支払った上で回収してもらわなければならないのか。」との質疑があり、当局からは「プラスチックごみの再商品化に係る費用が再商品化した製品の販売価格を上回る見込みであるため、市が処理費用を支払うことになる。

環境問題への取り組みとして、コストをかけて進めていくことになるが、燃やせるごみの処理費用の低減や焼却炉の長寿命化といった効果が期待できると考えている。」との答弁がございました。

次に、社会福祉課所管の「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業費について「新たに実施する多機関協働事業などの三つの事業を市で行わず、社会福祉協議会に委託したのはどういう理由か。」との質疑があり、当局からは「多機関協働事業については、今年度の移行準備の段階から社会福祉協議会に委託して実施している。この事業は、単独の支援機関では解決が難しい問題について、複数の支援機関が共同で解決に向けた支援をしていくもので、これまでも自立相談支援事業等で実績のある社会福祉協議会に委託をするものである。」との答弁がございました。

次に、高齢者包括支援センター所管の高齢者等雪対策総合支援事業費について「除雪利用券を割引券方式から金券方式へ変更したことにより、どのくらい経費の削減になったのか。」との質疑があり、当局からは「利用券の印刷製本費については、1冊当たりの単価が下がったが、前年度より利用者数が増加したことに伴い、利用券発行部数が増えており、総額はほぼ同額である。また、郵便料については、利用者への納付書の発送が不要となったことから、約9万円の経費が削減されている。さらに、利用者負担金の徴収事務がなくなり、事務量の削減にもつながっている。」との答弁がございました。

次に、教育指導課所管のキャリア教育推進「総合的な学力育成」事業費について「中学校部活動の地域移行について、どのように進めていこうと考えているのか。」との質疑があり、当局からは「令和5年度は、5月に大仙市部活動地域移行推進本部会議を開催し、各スポーツ団体や芸術・文化団体の長、学校関係者、PTA関係者が参加予定となっている。地域に受け入れ可能な団体があるのか、指導者の確保ができるのか、どのような活動が可能なのか等について協議してまいりたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、生涯学習課所管の成人式経費について「成人式という若者が多く集まる機会を捉え、地域づくりについて考えてもらう企画などをそれぞれの公民館が成人式事業実行委員会と連携し、実施できないか。」との質疑があり、当局からは「成人式の内容については、成人式事業実行委員会が主導し、検討していくことになるが、その中のアトラクションについては、地域で活躍している方の話を聞く講演や地域資源の活用など、ふるさとの良さを実感してもらえる内容となるよう、提案をしてまいりたい。また、事業

を実施して終わりではなく、次につながる仕組みづくりについても考えてまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第35号「令和5年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算」、議案第36号「令和5年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算」及び議案第38号「令和5年度大仙市奨学資金特別会計予算」の3件は、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第37号「令和5年度大仙市学校給食事業特別会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「栄養教諭や栄養士の配置状況はどうなっているのか。」との質疑があり、当局からは「学校給食総合センターには、栄養教諭が2人配置されているが、業務的に2人では不足と判断し、市で栄養士を1人配置している。西部学校給食センターでは、栄養教諭が加配されている。統合後の東部学校給食センターでは、加配が難しいため、現在、太田学校給食センターに配置している栄養士に担当してもらう予定となっている。』との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第41号「令和5年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「発電施設リース料の中に事業終了後の太陽光発電設備の撤去費用も含まれていると思うが、太陽光パネルの廃棄費用も含まれているのか。」との質疑があり、当局からは「太陽光発電設備の撤去費用としては、約4,000万を積み立てる計画としているが、その中には太陽光パネルの廃棄費用も含まれている。現在、太陽光発電の売電収入の5パーセントを撤去費用として積み立てる制度を国が義務化している。市では、令和7年度から本制度による積み立ても開始する予定としている。今後の廃棄処理体制によっては、将来的に廃棄費用の負担が増えることも想定されるが、費用確保はできていると考えており、適正な廃棄に努めたい。」との答弁がありました。

また、委員から「太陽光発電設備の撤去費用は、発電施設リース契約をしている会社が積み立てているのか。」との質疑があり、当局からは「太陽光発電設備の撤去費用は、発電施設をリース契約している会社が積み立てている。国の積み立て制度では、売電先である東北電力が国へお金を納め、積み立てていく仕組みになっている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第49号「令和5年度市立大曲病院事業会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「全国の公立の精神科病院の経営データと比較して、市立大曲病院はどのような状況にあるのか。」との質疑があり、当局からは「市町村立の精神科単科病院は全国に四つしかなく、比較できる病院は少ない。公立の精神科病院との比較では、病床利用率や医業収支比率などは平均を上回っているが、患者1人当たりの単価は平均を下回っている状況である。」との答弁がありました。

その他、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【22番 大山利吉議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、産業建設常任委員長9番高橋徳久議員。

（「はい、議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、高橋議員。

【9番 高橋徳久議員 登壇】

○産業建設常任委員長（高橋徳久） ご報告いたします。

議案第34号「令和5年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、商工業振興課、観光振興課、文化財課、道路河川課、用地対策課及び建築住宅課の所管する予算の内容説明に対し、質疑はありませんでした。

次に、農業振興課所管の「農業と食」活性化推進事業費について、委員から「スマート農業普及推進のため、R T K基地局と通信可能な携帯電話は現在A n d r o i dのみ適応可能だが、i P h o n e利用者もいることから、今後i P h o n eでも対応できるようにできないか。」との質疑に対し、当局からは「現在はA n d r o i dのみ通信可能となっているが、i P h o n eでも対応できるようにメーカーに働き掛けていく。」との答弁がありました。

次に、農林整備課所管の森林の魅力増進事業費について、委員から「林業従事者の雇用支援事業をこれまでもしてきたと思うが、現在の対象になる事業者数とこれまで支給してきた事業所数を教えていただきたい。」との質疑があり、当局からは「対象事業者数は二つの森林組合と通常の経営体が4林業経営体、実績については、令和3年度は3経営体で4名、令和4年度は今のところ申請者はいない。」との答弁がありました。

関連して、別の委員から「県の林業大学校を卒業した大仙市の方は何名いるか。」との質疑があり、当局からは「秋田県林業大学校の受講者数は、平成27年から令和4年までで総受講者数が135名、うち大仙市出身者が26名であり、高校別では大曲農業高校は29名、西仙北高校は10名となっているが、高校卒業者は市外の方の人数も含まれている。」との答弁がありました。

同じく、農林整備課所管の公有林整備事業費について、委員から「予算質疑で、市長から事業内容については『ゼロベースから』との発言があったが、今後どのような対応を考えているのか。」との質疑があり、当局からは「まずは現場を確認することが重要だと考えている。主伐と間伐での収入比較を行い、主伐の場合は材積の調査や再造林も検討していく必要がある、内容については決まり次第説明させていただきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、企業立地推進課所管の工業振興奨励事業費について、委員から「大企業の進出があれば若者が大仙市に残り、街の活性化も図られると思う。工業振興事業が推進されることは大いに評価するが、それに見合うだけの労働力が伴うかどうか相当吟味しないと大変なことになりかねない。立地企業の雇用についてどのように考えているのか。」との質疑があり、当局からは「大仙市の有効求人倍率は1.3倍、秋田県では1.5倍であり、人手不足の状態が10年ほど続いている。製造業の誘致はもちろんのこと、事務職系のコールセンターやI T系の企業の有効求人倍率は0.33倍となっており、業種を見極めながら誘致活動に取り組むことが重要であると考えている。企業が進出して

も働き手がない状況を作らないよう、誘致に努めていきたい。」との答弁がありました。

次に、花火産業推進課所管の花火伝統文化継承資料館管理費について、委員から「はなび・アムの入館料は無料となっているが、有料とすることは制度上や補助金などの関係でできなかったのか。無料にしなければいけなかったのではなく『入館料をとらない』という意思決定をし続けているのか。」との質疑があり、当局からは「何らかの制約があったために無料としたわけではない。花火産業構想における、はなび・アムの役割や位置付け等を考え、多くの方に楽しんでいただいでにぎわいを創出したいという思いから無料という形にした。」との答弁がありました。

次に、温泉施設対策室所管の「中里温泉改築事業」について、委員から「今後の見通しについて教えていただきたい。」との質疑があり、当局からは「現在、実施設計の最終段階であり、今後の目標スケジュールは、5月に予定されている臨時会での委員会協議会もしくは議員全員協議会にてご説明させていただき、6月補正での予算措置を目標としている。」との答弁がありました。

次に、スポーツ振興課所管の多目的人工芝グラウンド整備事業費について、委員から「令和5年7月供用開始とあるが、こけら落としは何の大会を予定しているか。」との質疑があり、当局からは「第1弾として7月1日・2日に大仙市長旗少年サッカー大会、第2弾に全国500歳野球大会、第3弾として、本市とスポーツ協定を締結しているミズノ株式会社との共催によるスポーツ教室の開催を予定している。」との答弁がありました。

次に、都市管理課所管の市民ゴルフ場管理運営費について、委員から「乗用ゴルフカートのリース料598万3千円は1年間のリース料であり、今後5年間、毎年この額がかかるとのことか。」との質疑があり、当局からは「お見込みのとおりである。」との答弁がありました。

次に、農業委員会所管の予算説明に対し、委員から「推進委員の農業委員会総会への出席要求はどうなっているのか。」との質疑があり、当局からは「推進委員は総会への毎回の出席は求められていない。自分の担当地区の案件がある場合と、7月及び1月の農振除外の案件がある場合のみ出席を求めている。」との答弁がありました。

当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第39号「令和5年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算」につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第40号「令和5年度大仙市スキー場事業特別会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「市内小・中学生に配付している無料スキー場共通シーズン券の財源はどこに振り分けられているのか。特別会計では予算措置していないことでもいいか。」との質疑があり、当局からは「スキー場事業特別会計については、あくまでもスキー場の運営費であり、小・中学生ウィンタースポーツ推進事業費については、政策・施策としての事業であるため、市の予算としては一般会計に計上している。」との答弁がありました。

当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第42号「令和5年度大仙市小水力発電事業特別会計予算」及び議案第50号「令和5年度大仙市上水道事業会計予算」の2件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第51号「令和5年度大仙市簡易水道事業会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「内小友中山地区の水道予定戸数は何戸か。」との質疑があり、当局からは「内小友中山地区は令和6年度に給水開始予定であり、41戸150人の加入予定である。」との答弁がありました。

当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第52号「令和5年度大仙市下水道事業会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「下水道使用料の従量制移行に向けて、メーター設置補助として2万円の補助金が出るが、資材等の高騰もあり、この金額で良いのかを検討した経緯はあるか。」との質疑があり、当局からは「メーター設置補助金は市営水道を除く地下水や組合水道などを使用している方の設置に給付されるものである。量水器のみを交換する場合は2万円程度で可能なため利用を促しているが、メーターボックスを設置するとなると工事費が10万円くらいになる場合もあるため、工事費がかさむという場合には市に工事を依頼し、口径20ミリメートルのケースで月額144円で量水器

の使用料を支払うという選択肢もある。」との答弁がありました。

当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【9番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。3番佐藤文子議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤文子議員。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○3番（佐藤文子） 私は、議案第34号、令和5年度大仙市一般会計予算案に反対討論を行います。

本予算案は、政府予算方針に基づく地方財政計画に沿って編成されております。地方財政計画の特徴は、マイナンバー予算をはじめとするデジタル田園構想の推進や公立病院ガイドラインによる地域医療構想の促進、そして公的サービスの産業化と一体の行革などを地方自治体に押し付けるものとなっており、賛成できないのであります。

デジタル田園都市構想の最大の目的は、誰一人残さない社会をデジタルの力で、などとうたっておりますが、どうやって行政の持つデータとサービスを企業のもうけ口につなげるかを財界主導で具体化することにあります。

行政のデジタル化とマイナンバーカードの普及をめぐり、政府のなりふり構わぬ押し付け策は、2万円のポイントのばらまきや紙の保険証廃止という脅し、さらにはカード交付率で地方交付税に差をつけ、交付率競争をあおるなど、かつてない強引な手法で推進しております。

こうした中で市独自の施策に世帯全員のマイナンバーカード取得を要件とする自治体が出るなど、各メディアも報じる問題も起こっており、大仙市ではこのようなことにはならないよう願うものであります。

私たちはデジタル技術の普及そのものには反対ではありません。ただ、岸田政権が進

めるデジタル化は、巨額の税金を投入し、行政サービスの後退や財界への利益誘導と官民癒着の拡大を招く一方、国民には個人情報漏えいの危険や負担増と給付制限を招く恐れがあり、無批判に推進することは問題であると思います。

次に、会計年度任用職員の問題です。

今、会計年度任用職員の劣悪な処遇は、官製ワーキングプアと指摘され、国と自治体による無責任な働かせ方に対する雇用の在り方が社会問題化しております。今年の通常国会には、会計年度任用職員に対して、勤勉手当の支給を可能とする法改正が提出される見通しとのことでありますが、当市では早急に支給となることを願うものであります。

秋田県の最低賃金は、沖縄に次いで下から2番目の低さです。自治体の会計年度任用職員の低賃金改善は、民間の賃金構造に波及することにもなりますので、大幅な賃上げを求めます。

本予算案には、国の出産・子育て応援事業化に伴い、市独自のスマイル子育て応援事業を見直しし、さらに拡充で継続するなど評価できる部分もありますが、政府の地方財政動向との関連で看過できない問題の一端を指摘しまして、反対討論といたします。

以上です。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、8番安達成年議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

【8番 安達成年議員 登壇】

○8番（安達成年） 大地の会の安達成年です。

私は、議案第34号、令和5年度大仙市一般会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和5年度の予算規模は447億円、前年度比3.5パーセント増、昨年よりも多い予算となっております。これは、これまで積み上げてきた財政調整基金の取り崩しによる編成ではあるものの、約束どおり30億の財政調整基金は確保されており、限られた財源を効率的にバランスよく配分する予算編成が行われたと、財政の手腕は理解いたします。

歳入においては、一般財源、前年度比1.1パーセント増の3億2,000万円を見込み、コロナ禍を抜け出した後の経済的回復に期待しての市税の増と思っておりますが、果た

しての不安は残るところではあります。しかしながら、この税収増には未来の大仙市がかかっていることでもあり、大いに期待するところでもあります。

大仙市の財政力指標を県内他の自治体と比べてみると、少しは見劣りする部分がありますが、実際、公債費比率は年々緩いカーブではあるが確実に改善されており、将来負担比率においては100を切ってきており、全体的な手法としては良い傾向にあり、その要因は基金の積み増しをこれまで着実にやってきたことが要因と思われるので、今後も特に財政調整基金の積み増しは毎年続けることが必要と考えます。特に財政力が劣っているわけではないので、アフターコロナへの対応を考えれば、誰一人取り残されない夢のある田園交流都市の実現に向け、予算配分の約3割を占める六つの柱から成る令和5年度の重点施策に取り組むことは、市民に向けた大仙市の活性化策と思われ、特に子育ての環境づくりとして新たな施策を追加していることは「子育てにやさしいまち大仙」に新たな価値を生み出していることは間違いないことであると思われま

す。大仙市の発展のためにも農業の振興と併せ工業団地の整備、企業誘致の進展が若者定住の一つの策として願うものであり、これらの重点施策への取り組みは県内どこにも負けない老松市政のカラーがよく表れた重点施策であると思われま

す。また、マイナンバーによる行政サービスのオンライン化は、想像以上に市民に好評であり、これから求められるものはさらに高度化していくものと思われま

す。今後導入を目指しているスポーツ施設の予約システムのオンライン化については、さらに市民から信頼されると予想されますので、順調に進むことに期待をしております。

その他の分野では、少子化に伴う学校再編や教育現場の環境の整備については、スピード感をもって取り組んでいただきたいとの注文はありますが、全体的にはバランスの取れた予算案であり、高く評価させていただきます。

令和5年度の予算執行に当たり、老松市政が地方創生へのチャレンジと位置付けます第1、第2、第3の矢が確実に実を結ぶためには、市政を支える実行役としての職員の活躍が欠かせません。どうかお願いします。「一を聞いて十を知る」「かゆいところに手が届く」そんな職員であってください。それが現在、若干信頼を失っている市民に対する信頼を取り戻すことにもつながりますし、さらに信頼を得ることにもつながります。市の職員の皆さんには、大いに期待するところでもあります。

今定例会においてのそれぞれの議員の一般質問、予算質疑における指摘事項は、予算においてもそれぞれ情勢に合わせた臨機応変な対応をお願いするとともに、私たち議会

も市政を担う両輪として前向きなチェックをしながら後方支援をしてまいりたいと思います。

今後も財政的には厳しさも増すと思われませんが、全庁一丸となって気を引き締めた行政運営をお願いするものであります。

最後に、市民の生命と安全・安心な生活を守っていただくことを重ねてお願いしまして、老松市長のリーダーシップと、それを支える職員には、高い期待を申し上げ、議案第34号、令和5年度一般会計予算について賛成討論とさせていただきます。

以上です。

【8番 安達成年議員 降壇】

○議長（後藤 健） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、議案第34号、令和5年度大仙市一般会計予算を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員は、そのままをお願いいたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者20人 起立）

○議長（後藤 健） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、議案第35号から議案第52号までの18件を一括して採決いたします。本18件に対する委員長報告は原案可決であります。本18件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本18件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） この際、暫時休憩いたします。午前11時35分再開をお願いいたします。

午前11時25分 休 憩

.....

午前11時34分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（後藤 健） 日程第52、請願第1号から日程第54、陳情第21号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長22番大山利吉議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、大山議員。

【22番 大山利吉議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（大山利吉） ご報告いたします。

請願第1号「免税軽油制度の継続を求める請願書」並びに陳情第21号「消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書」の2件につきましては、願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第17号「『消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書』を政府に送付することを求める陳情書」につきましては「インボイス制度は、公平な消費税制度を確立するために導入される制度である。」「インボイス制度に対応するための対策がすでに講じられている状況にあり、インボイス制度の実施延期は手遅れである。」との意見があり、願意不相当と認め、採決の結果、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【22番 大山利吉議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 3番佐藤文子議員。

○3番（佐藤文子） ただ今の委員長報告について、陳情第17号、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書、委員会で不採択というふうなことにされたようですが、私はこれは採択をして意見書を上げるべきだと思っております。

一般質問でも申し上げましたけれども、インボイス制度、これは零細・小規模事業者等が、このインボイス制度になり、免税だった方々が課税業者となることで、これまでの消費税増税負担が大幅に増えるというふうなことで、今後の営業に大変厳しさを増すというふうなことで、全国各地で反対が起こっております。ぎりぎりまで申請をしない方々も実際にいるというふうなことで、このインボイス制度というふうなものは、是非中止してもらいたい、実施延期をしてもらいたいというこの願意を是非とも妥当と認めて、皆さん一致で意見書を送っていただきたいというふうなことを皆さんにお願いしまして討論を終わります。

○議長（後藤 健） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論がないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、請願第1号及び陳情第21号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本2件は、採択することに決しました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、陳情第17号、「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者1人 起立）

○議長（後藤 健） ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

○議長（後藤 健） 日程第55、陳情第18号から日程第57、陳情第22号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長9番高橋徳久議員。

（「はい、議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、9番高橋議員。

【9番 高橋徳久議員 登壇】

○産業建設常任委員長（高橋徳久） ご報告いたします。

陳情第18号「再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情」につきましては、委員から「要望事項1の『県民が発電所の株主になること。具体的には県と県内25市町村が株主となり、事業に出資する。』の部分について、県民及び地方自治体が株主になることは地方自治体にはなじまないのではないか。」との意見がありました。

挙手による採決の結果、本件を採択することに賛成する者はなく、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第19号「米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情」につきましては、委員から「陳情者の願意には沿いかねる。」との意見があり、挙手による採決の結果、本件を採択することに賛成する者はなく、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第22号「『最低賃金の改善を求める意見書』の採択を求める陳情書」につきましては、陳情提出者が作成した意見書案を基に審査を行いました。

はじめに、項目1の「労働者の生活を支えるため、最低賃金の大幅な引き上げを実現すること。」につきましては、願意を妥当と認め、出席委員の一致をもちまして、項目1は採択すべきものと決した次第であります。

次に、項目2の「地域間格差を解消し、全国一律最低賃金制度を実施すること。」につきましては、委員から「陳情者の願意には沿いかねる」との意見があり、挙手による採決の結果、採択することに賛成する者はなく、項目2は不採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、3番佐藤文子議員。

○3番（佐藤文子） 陳情22号について、この「最低賃金の改善を求める意見書」採択を求める陳情について、1項目目は採択、2項目目は不採択というふうな立場を取られた委員会で、結論的にこの陳情書に対する立場というふうなものは、どのように扱った

のか教えていただきたいと思います。

○議長（後藤 健） はい、高橋委員長。

○産業建設常任委員長（高橋徳久） まずこの題字というか、陳情の方の趣旨というものが、この陳情の内容というか、その意見書を採択してほしいというふうに書かれておりましたので、陳情者が作成された意見書を審査をいたしました。その中であって、最低賃金を上げたいというふうなことが1番目に書いてありましたので、その点には委員の皆さんが同意をすると。ただ、2番目の項目のところに、全国一律でそれを行うことを要望するというふうなことが書かれておりましたので、その部分は内容にそぐわないのではないかというご意見があって、一部採択というふうな形を取らせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 健） はい、3番佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 委員会で一部採択というふうな結論を出したというふうなことでしょうか。

○議長（後藤 健） はい、高橋委員長。

○産業建設常任委員長（高橋徳久） 委員会では、この一部採択というふうな形になったというところでございます。先ほど申し上げましたように、陳情者が1、2という文言で文書を作成してありましたので、その部分について、1のみは妥当だと、2の部分は不採択というふうな判断を委員会でさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 健） はい、3番。

○3番（佐藤文子） おっしゃる中身は分かりましたけれども、委員会として結論を出すというふうなことは、ここに書かれた委員長報告、そこにまず一部採択というふうな結論は書かれておりませんので、そのところはちょっと、議会運営でもいいですが、いずれこういうまとめ方で本当にいいのかどうか。私はやっぱり、委員会としての最終的な結論がきちっと書かれていなかったという部分については、少々、議運でもいいですし、委員会でもいいですから、ちょっとやって確認した文章にやるべきだと私は思います。一部採択というふうな結論を委員会で出したというふうなことのようですが、その旨が記載されていない報告でありましたので、ちょっと申し上げたところでした。その辺は休憩なり何なりして、少し議論していただければというふうに思います。

○議長（後藤 健） 暫時休憩いたします。
午前 11 時 47 分 休 憩

.....
午前 11 時 48 分 再 開

○議長（後藤 健） 会議を再開いたします。
ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【9番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより、ただ今、議題となっております案件中、陳情第18号、再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組みづくりを求める陳情を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者0人 起立）

○議長（後藤 健） 起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

（「ゼロ」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） もとい、起立者ありませんでした。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、陳情第19号、米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者0人 起立）

○議長（後藤 健） 起立者なしであります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、陳情第22号、「最低賃金の改善を求

める意見書」の採択を求める陳情書を採決いたします。

まず最初に、陳情第22号のうち、最低賃金の大幅引き上げの部分に対する委員長報告は採択であります。最低賃金の大幅引き上げの部分については、委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本件のうち、最低賃金の大幅引き上げの部分については採択とすることに決しました。

次に、陳情第22号のうち、地域間格差をなくす部分に対する委員長報告は不採択であります。この採決は起立をもって行います。本件のうち、地域間格差をなくす部分については、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者1人 起立)

○議長(後藤 健) ご着席ください。

起立少数であります。よって本件のうち、地域間格差をなくす部分について、不採択とすることに決しました。

○議長(後藤 健) 日程第58、意見書案第9号から日程第60、意見書案第11号までの3件を一括して議題といたします。

意見書案第9号及び意見書案第10号の2件は教育厚生常任委員長から、意見書案第11号は産業建設常任委員長から提出されております。

お諮りいたします。意見書案第9号から意見書案第11号の3件は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本3件は、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております本3件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 討論なしと認めます。

これより、意見書案第9号から意見書案第11号の3件を一括して採決いたします。
本3件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただ今、議決されました意見書案第9号から意見書案第11号の3件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長(後藤 健) 日程第61、議案第53号から日程第63、議案第55号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長15番佐藤育男議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、15番佐藤議員。

【15番 佐藤育男議員 登壇】

○15番(佐藤育男) 提案理由の説明をさせていただきます。

はじめに、議案第53号、大仙市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

重大な感染症のまん延、もしくは災害等の発生、また、育児、介護、その他やむを得ない理由により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認める場合に、オンラインによる方法で委員会を開くことができるようにするため、所要の改正を行うもので、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第54号、大仙市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由を申し上げます。

オンラインによる方法で委員会を開くことを可能にすることに伴い、所要の改正を行うとともに、差別的な趣旨と捉えられるものや昔ながらの分かりにくい表現について見直しを行うもので、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第55号、大仙市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律が改正され、改正後、同法において議会は適用対象から省かれているため、大仙市議会における個人情報の保護に関する事項等を定める条例を制定するもので、施行は令和5年4月1日から、ただし、附則第2項の規定は公布の日から施行するものであります。

何とぞ本提案の趣旨をご理解をいただき、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（後藤 健） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【15番 佐藤育男議員 降壇】

○議長（後藤 健） ただ今、議題となっております議案第53号から議案第55号までの3件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより議案第53号から議案第55号までの3件を一括して採決いたします。本3件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第64、議案第56号から日程第66、議案第58号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長（福原勝人） はじめに、議案第56号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー4、追加議案書の1ページから3ページまでをご覧願います。

本案は、職員の庁舎及び公共施設敷地内での喫煙に係る事案を受け、市長にあっては自戒の意を込めて、副市長、教育長、代表監査委員並びに上下水道事業管理者にあっては申し出を受け、それぞれ給料を減額するものであります。

内容といたしましては、令和5年4月の給料について、市長にあっては10分の2を、副市長、教育長、代表監査委員並びに上下水道事業管理者にあっては10分の1をそれぞれ減額するもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第57号、大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の4ページと5ページをご覧願います。

本案は、令和5年度において、部の所掌事務を見直すものであります。

内容といたしましては、交流分野と観光分野における連携を強化し、相乗効果による本市の魅力向上を図るため、企画部に所掌させている地域間交流に関する事務を観光文化スポーツ部に移管するほか、林業振興の一環として、市有林の循環利用に係る取り組みを推進するため、総務部に所掌させている市有林に関する事務を農林部に移管することとし、令和5年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第58号、令和5年度大仙市一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

お手元の資料ナンバー5、補正予算書（当初補正）をご覧願います。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、令和5年度における新型コロナウイルスワクチンの接種方針が示されたことから、接種経費の補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億510万円を追加し、補正後の予算総額を450億2,110万円とするものであります。

補正の概要について、歳入からご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金などとして3億510万円の補正であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

4款衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で、令和4年度におけるオミクロン株対応ワクチンの未接種者や、令和5年度の65歳以上の高齢者及び65歳未満で基礎疾患を有する方などへの追加接種経費などとして、歳入補正予算と同額の3億510万円の補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【福原総務部長 降壇】

○議長（後藤 健） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、3番佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 市長等の給与の改定案に対して、反対はするつもりありませんけれども、あえてこの場を借りまして、私、意見を申し上げて考えをお聞かせいただければというふうに思います。

今回の処分、そして提案条例につきましては、市長は法令遵守を徹底しなければならない市職員としてあるまじき行為ということで断じているわけですが、法令遵守は公務員だけでなく、市民や国民の義務でもあるわけです。スポーツ大会だとか公園だとかで長時間、公共施設を利用される市民の方々には、喫煙所がないために車や路上で喫煙される方もおられます。こうした方々も違反者というふうに扱われるようなことのないように、不特定多数が利用する公共施設には、屋外に喫煙室を設けるべきではないかと私は思います。

それで、敷地内禁煙というのは、望まない受動喫煙対策として、改正健康増進法の多数の者が利用する施設等における喫煙の防止の中で、学校や公共機関などの第1種施設というところに定められているルールではあります。しかし、ただし書きで、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができるというふうなことをいっているわけです。

また、改正健康増進法というのは、国及び地方公共団体の責務として、この望まない受動喫煙防止措置の総合的かつ効果的な推進するよう努めると規定して、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行うというふうにして

おります。受動喫煙防止のためだからといって喫煙を禁止してしまうのは簡単なことだし、お金もかからないことかもしれませんが、これは対策を講じたというふうには言えないと思います。対策のない禁止というふうなことで、結局、同調圧力が出来、市民同士で監視し合うような風潮というふうなものを招いてはならないと。今回の問題は、これなんじゃないかなと私は思うんです。

それで、今、現にね、一定度の喫煙者がいる社会でありますし、これからは日本よりはるかに喫煙率の高い国々からお客様がこの大仙市に訪れるものだというふうには考えられます。だから受動喫煙をなくす、その効果的で精度の高い喫煙所というものを設置することは、この改正健康増進法の目的に十分沿ったものでありまして、もしこれを進めるならばたばこ対策における文化性をかえって示すものではないかというふうに思うんです。そういうことで、是非この問題を機会にですね、受動対策防止、効果的になるような分煙室をきちっと設置するというふうな方向に考え方を切り替える必要があるのではないかということをお願いしたので、これに対する見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 健） 答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

現時点では、市の公共施設の敷地外に市の税金でそうした施設を設置するつもりはございません。市民の皆さん、市役所職員を含めて市民の皆さんには、ルールを守って喫煙していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤 健） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 施設内禁煙というふうな、全面禁煙というふうなものに対して、たばこを吸う人も吸わない人も、ちょっとそれはやっぱり対策を打ってやるんだっらいいんだけど、それをしないで禁煙というふうな、全面禁煙というふうなことをやるというふうなのは、ちょっと問題じゃないかというふうなことを市民の方からも言われておりますので、まずいづれ今後、同じような問題は起きないというふうには思いますけれども、何とか少し実態にあわせて、そしてこれから、いろいろ海外からのお客様なんかも来る公共施設利用される方々が、安心して来られるように、改善すべきじゃないかなというふうなことを申し上げます。

以上です。

○議長（後藤 健） 答弁よろしいですか。
（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ほかに質疑のある方。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めまして、これにて質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第56号から議案第58号までの3件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。再開時刻は後ほどご連絡いたします。

午後 0時08分 休 憩

.....
午後 1時43分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（後藤 健） 日程第64、議案第56号及び日程第65、議案第57号の2件を再び議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長19番橋村誠議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋村議員。

【19番 橋村誠議員 登壇】

○総務企画常任委員長（橋村 誠） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

議案第56号「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「本件に関連して、訓告・戒告処分となった職員について、現給与には反映されないものの、勤勉手当で減額される分はどのくらいになるのか。」との質疑があり、当局より「訓告・戒告処分の影響については、6月支給の勤勉手当についてのみ、積算基準に係る成績率が、訓告処分については100分の70、戒告処分については100分の60という支給割合にな

る。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第57号「大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【19番 橋村誠議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより議案第56号及び議案第57号の2件を採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第66、議案第58号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長22番大山利吉議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、大山議員。

【22番 大山利吉議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（大山利吉） 休憩前の本会議におきまして、当委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第58号「令和5年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、当

局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【 2 2 番 大山利吉議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより議案第 5 8 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第 6 7、各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第 1 0 4 条並びに第 1 1 0 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおりと決しました。

○議長（後藤 健） 日程第 6 8、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び会議規則第 1 6 5 条の規定により、お手元に配付のとおり、大仙市議会基本条例議員研修会へ議員派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、大仙市議会基本条例議員研修会へ議員派遣することに決しました。

○議長（後藤 健） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

○議長（後藤 健） これにて令和5年第1回大仙市議会定例会を閉会いたします。
長期間にわたり大変お疲れさまでした。

午後 1時50分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員